

「貸借対照表の公告」へご対応ください

特定非営利活動促進法が一部改正され、NPO法人の皆様には、毎年度、貸借対照表の公告を行うことが義務となりました。

施行日：平成30年10月1日 経過措置にご注意ください。


1 公告の対象

これからは

平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表を、作成後遅滞なく公告してください。

法改正に伴う経過措置として

平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表のうち直近のものについても公告する必要があります。平成30年10月1日を起点に遅滞なく公告してください。前倒して公告しておく方法もあります。

 うちが12月決算だから、先日(30年2月)、貸借対照表をつくったよ。この貸借対照表を公告するんだね。3月決算法人の場合は、この春に作成する貸借対照表が公告対象となるんだね。

2 公告方法

公告方法は定款で定める必要があります。

貸借対照表は、次の①から④の方法のうち定款で定める方法により公告しなければなりません。

公告の方法	公告の期間等
①官報に掲載	1度掲載する。 公告内容は要旨(※)で足りる。
②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載	1度掲載する。 公告内容は要旨(※)で足りる。
③電子公告(法人のホームページのほか内閣府NPO法人ポータルサイトを利用する方法を含む)	貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して行う。
④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示	公告開始後1年を経過する日までの間、継続して行う。

※例えば、掲載金額の単位を「千円」とすることが可能です。

定款変更は必要ありませんか？

定款の(公告の方法)の条を確認してください。「公告は、掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。」などとなっている場合、貸借対照表の公告も官報に掲載することになります。官報に掲載すると数万円の経費と事務手続きがかかります。

貸借対照表の公告を、現行定款で規定されている方法とは別の方法とすることは可能であり、特に、官報や日刊新聞紙を公告方法としているNPO法人の皆様には、定款変更の検討をお勧めしています。

定款を変更する場合は、

平成30年9月30日までに総会で定款変更の議決をし、その後遅滞なく定款変更届出書をご提出ください。

※条文の記載例は裏面のとおりです。

公告の方法を変更する定款変更は、所轄庁への届出事項となりますので、法人の総会での議決のみで変更することができます。

貸借対照表の公告方法を別に定める場合の記載例

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、【〇〇〇】に掲載して行う。

公告方法	【〇〇〇】の記載例
①官報	官報
②日刊新聞紙	〇〇県において発行する〇〇新聞
③電子公告	・この法人のホームページ
	・内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）
④主たる事務所の公衆の見やすい場所	この法人の主たる事務所の掲示場（に掲示）

※ ③を選択する場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として①か②のいずれかを定めることができます（特定非営利活動促進法28の2③）。

※ 定款において、公告方法として官報掲載を定めない官報以外の公告方法を選択した場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要があります。

- ①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法31の10④）
- ②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨

内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）とは

内閣府が運営するWEBサイトで、全国のNPO法人の情報が検索できます。各法人の情報は、所轄庁が行う「行政入力情報」等と、NPO法人自らが行う「法人入力情報」により更新されます。

(参考) 内閣府NPO法人ポータルサイトご利用について
<https://www.npo-homepage.go.jp/news/160901news-npo-info>

ご注意ください

毎年度NPO法人が所轄庁へ提出する事業報告書等提出書類に貸借対照表が含まれており、所轄庁が内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載していますが、このことをもってNPO法人が公告の義務を果たしたことになりません。法人自らが公告してください。

法改正情報については、これまでお送りしたNPO通信、内閣府ちらし等を御参照ください。